

水戸市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 議会及び議員の役割及び活動原則（第4条・第5条）
- 第3章 議会運営の原則（第6条－第10条）
- 第4章 市民と議会の関係（第11条－第13条）
- 第5章 議会と市長等の関係（第14条－第17条）
- 第6章 議会の災害対応（第18条－第20条）
- 第7章 議会の体制整備（第21条－第27条）
- 第8章 議会事務局の機能強化等（第28条・第29条）
- 第9章 議会改革の推進等（第30条・第31条）

付則

本市は明治22年の市制施行以来、先人の労苦の上に歴史を刻み、現在、中核市としての歩みを着実に進めている。私たちは、この長い歴史の中から、まちづくりは市民が自ら考え行動することを基本とし、市民、市長、そして議会が情報共有を図りながら、実践することによって、住民自治が実現できることを学んできた。

わたくしたちは

いつも若く あすをめざす

伝統ゆかしい 梅の都

水戸の市民です。

この前文で始まる水戸市民憲章は、明るく住みよい水戸市をつくるための共同の誓いとして、市民からの公募により、昭和45年に制定された本市のまちづくりの理念である。震災や豪雨災害など、本市が幾多の困難に直面した際にも、この理念のもと、市民が中心となって、これらを乗り越えるべく様々な活動を展開し、現在の水戸のまちを形成してきた。

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権と責任の範囲が拡大する中、議員の合議体である議会は、市長とともに二元代表制の一翼を担う存在として、期待される役割がますます増大しており、議会のあるべき姿を再認識するとともに、明確にしていくことが求められている。

このような時代の要請に応えるため、市民を代表する機関として、市民ニーズの的確な把握に努めながら、自らの創意工夫により、政策の立案及び提言を行うとともに、積極的に議会改革に取り組み、眞の地方自治の実現を目指す決意を新たにするものである。

私たちはここに、市民憲章に掲げる本市のまちづくりの理念を尊重し、議会の責務と活動の在り方を明らかにすることにより、将来にわたり本市の更なる発展の礎となるよう、水戸市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、水戸市議会（以下「議会」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的な事項を定めることにより、議会及び議員の活動のより一層の充実及び活性化を図り、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、議会における最高規範であり、議会及び議員に関する他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

(基本理念)

第3条 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と対等の立場にある議事機関として、市民の負託に的確に応え、公平かつ公正な議論を尽くすことにより、眞の地方自治の実現を目指すものとする。

第2章 議会及び議員の役割及び活動原則

(議会の役割及び活動原則)

第4条 議会は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案の審議及び審査により本市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長等の事務の執行の監視を行うこと。
- (3) 政策の立案、提言及び決定（以下「政策立案等」という。）を行うこと。
- (4) 国、県等に意見の表明、要望等を行うこと。
- (5) 都市間の連携を強化し、及び親善を深めるため、国内外の都市間交流を行うこと。

2 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 合意形成を目指して議論を尽くすこと。
- (3) 議会の活動について市民に説明責任を果たすこと。
- (4) 議会の役割を不斷に追求し、議会の改革に継続的に取り組むこと。

(議員の役割及び活動原則)

第5条 議員は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案の審議及び審査を行うこと。
- (2) 市政について調査研究を行うとともに、政策の立案及び提言を行うこと。

2 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の意見等を的確に把握し、市政全体を見据えた幅広い視点及び長期的な展望をもつて市政への反映に努めること。
- (2) 議会を構成する一員として、議員間で活発に討議を行う等議会において十分な議論を尽くすこと。
- (3) 議会及び自らの活動を市民に分かりやすく説明すること。

第3章 議会運営の原則

(定例会の回数)

第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条第2項の規定に基づき定める議会の定例会の回数は、年4回とする。

（議会の運営）

第7条 議会は、言論の府として、議員間の討議等を通じ、議論を尽くして合意形成を目指すとともに、市民に分かりやすく、かつ、円滑で効率的な運営に努めるものとする。

2 議会は、情報通信技術の活用によりデジタル化を推進し、運営の効率化及び市民の利便性の向上に努めるものとする。

（質問等）

第8条 議員は、本会議において質問又は質疑を行うに当たっては、その論点を明確にし、市民に分かりやすい方法で行うものとする。

（委員会の運営）

第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、議案の審査並びにその部門に属する市長等の事務及び市政の課題に関する調査を行うに当たっては、その専門性を生かし、適切かつ迅速に行うものとする。

2 委員会は、その部門に属する市長等の事務に係る政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。

3 委員会は、委員間の討議等を通じ、議論を尽くして合意形成を目指した運営に努めるものとする。

（会派）

第10条 議員は、その政策等についての理念を共有して活動するため、会派を結成することができる。

2 会派は、議員の活動を支援し、議会としての合意形成を目指して意見の調整、協議等を行うものとする。

第4章 市民と議会の関係

（市民参加機会の充実）

第11条 議会は、市民の意見等をその活動に反映させることができるよう、市民との対話の場を設ける等市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。

2 議会は、市民の意見等を議案の審議及び審査に反映させることができるように、公聴会及び参考人の制度等の活用に努めるものとする。

3 議会は、請願又は陳情の審査に際し、必要があると認めるときは、当該請願又は陳情の提出者及び請願にあっては紹介をした議員の説明及び意見を聞くことができる。

（広報及び広聴の充実）

第12条 議会は、情報通信技術の活用により広報及び広聴の充実に努めるものとする。

2 議会は、広報及び広聴の在り方について常に検証し、より一層その充実に努めるものとする。

（情報の提供及び公開）

第13条 議会は、市民への情報の公開を積極的に推進するため、あらかじめ、会議等の日程、議題等を市民に周知するとともに、インターネットを活用した会議の中継を行うものとする。

2 議会は、会議等で用いた資料の積極的かつ速やかな公開に努めるものとする。

第5章 議会と市長等の関係

(市長等との関係)

第14条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等な、かつ、緊張感のある関係を構築し、市政の発展及び市民福祉の向上に取り組むものとする。

(法第96条第2項の議決事件)

第15条 法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件は、他の条例に定めるものほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水戸市民憲章の改廃に関すること。
- (2) 都市宣言の制定及び改廃に関すること。
- (3) 海外都市等との交流の提携及び解消に関すること。

(監視等)

第16条 議会は、議決、検査、調査その他の権限を行使することにより、市長等の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを監視するとともに、その効果について検証し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるよう市長等に求めるものとする。

(政策立案等)

第17条 議会は、議員又は委員会からの条例の制定に係る提案等を通じて、積極的に政策立案等を行うものとする。

第6章 議会の災害対応

(災害時の体制整備等)

第18条 議会は、大規模な災害その他の緊急の事態（以下「大規模災害等」という。）から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の平穏を確保するため、議会としての体制の整備に努めるものとする。

2 議会は、大規模災害等が発生し、又はその発生が予見できる場合において、必要があると認めるときは、議員による協議、調整等を行うための会議を開催することができる。

(災害時の議会の役割)

第19条 議会は、大規模災害等が発生したときは、市長等と連携し、市民の生活基盤の回復、整備等に必要な予算を迅速に定めるとともに、復旧・復興に向けた取組を積極的に行うものとする。

2 議会は、大規模災害等が発生したときは、その被災状況を調査し、市民の意見等を的確に把握するとともに、必要があると認めるときは、市長等又は国、県等に対し、要望等を行うものとする。

3 前2項に規定するもののほか、大規模災害等の対応に係る議会の役割は、議長が別に定める。

(災害時の議員の役割)

第20条 議員は、大規模災害等が発生したときは、その被災状況に係る情報の収集に努めるとともに、必要に応じて議長に報告するものとする。

2 議員は、大規模災害等が発生したときは、その被災状況、被災者の支援等に係る情報について、適切かつ積極的に市民に提供するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、大規模災害等の対応に係る議員の役割は、議長が別に定め

る。

第7章 議会の体制整備

(議会の機能強化)

第21条 議会は、会議等における審議の充実並びに市長等の事務の執行の監視及び政策立案等に係る機能の強化に不断に努めるものとする。

2 議会は、その機能の強化を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(政治倫理等)

第22条 議員は、市民の負託を受けた市民の代表者として、その役割及び活動原則を自覚し、常に倫理意識の向上に努めなければならない。

2 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、その防止に努めなければならない。

(研修及び調査研究)

第23条 議会は、法第100条第13項の規定による議員の派遣の活用その他議員の研修及び調査研究の機会の充実を図り、議案の審査及び政策立案等に係る議員の能力向上に努めるものとする。

(学識経験者等の活用)

第24条 議会は、法第100条の2の規定による学識経験者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

(議員の定数)

第25条 法第91条第1項の規定に基づき定める議員の定数は、市政の現状及び課題を十分に考慮するとともに、市民の意見等を議会に反映させることができるものとなるよう定めなければならない。

2 前項の規定に基づき定める議員の定数は、28人とする。

(議員報酬)

第26条 議員報酬は、市民の負託に応えるための議員の活動への対価であることを基本とし、社会経済情勢、本市の財政状況等を勘案して定めなければならない。

(政務活動費)

第27条 会派及び議員は、政務活動費を活用し、調査研究その他の活動を積極的に行い、議会の機能の強化に努めるものとする。

2 会派及び議員は、政務活動費を適正に執行するとともに、市民に対しその使途について説明責任を果たさなければならない。

第8章 議会事務局の機能強化等

(議会事務局の機能強化)

第28条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び政策立案等に係る機能を強化するため、議会事務局の調査及び政策法務の機能の充実に努めるものとする。

2 議会事務局は、議員の活動のために必要な行政情報を収集し、政策立案等に係る情報の提供に努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第29条 議会は、議会図書室を適正に管理し、及び運営するとともに、公立図書館との連携等

その充実に努めるものとする。

第9章 議会改革の推進等

(達成状況の検証、公表等)

第30条 議会は、この条例の目的の達成状況その他議会及び議員の活動について不断の検証に努めるとともに、その結果を適宜市民に公表するものとする。

(議会改革の推進)

第31条 議会は、社会経済情勢その他状況の変化により生ずる市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、必要に応じて、この条例の見直しその他の必要な措置を講じることにより、継続的に議会の改革に取り組むものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(水戸市議会定例会の回数を定める条例及び水戸市議会議員定数条例の廃止)

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 水戸市議会定例会の回数を定める条例（昭和31年水戸市条例第40号）

(2) 水戸市議会議員定数条例（平成14年水戸市条例第41号）